

第13回 企業年金研究会	資料 6
平成20年6月27日	

企業年金制度における規制緩和等について

平成20年6月
厚生労働省年金局

企業年金制度について、次の規制緩和等を行う方向で検討中。

1. 障害・遺族給付金の基準額の改正（政令・通知改正）（参考1）

確定給付企業年金又は厚生年金基金における障害・遺族給付金の額について、現在は個人ごとに見て障害・遺族給付金の額が老齢給付金の額を上回らない額を基準としているが、各企業年金全体で障害給付金又は遺族給付金の給付総額が老齢給付金の給付総額を上回らない額を基準とする。

2. 企業年金分割の際の資産の按分方法等（省令・通知改正）（参考2）

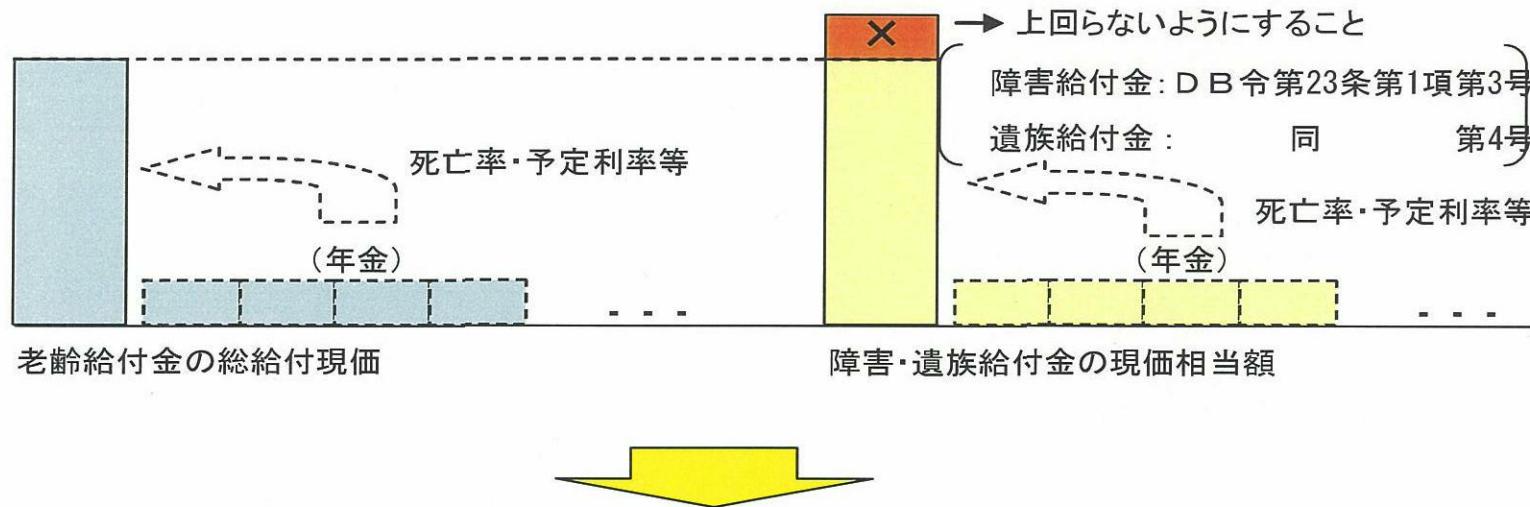
確定給付企業年金又は厚生年金基金において、企業年金を分割する際の資産の按分方法として、継続基準による方法又は非継続基準による方法（全体の債務による按分）のほか、共通給付区分とグループ給付区分がある場合には、給付区分ごとに按分する方法等を定める。

3. 事業所の合併等による基金脱退時の手続きの改正（省令・通知改正）

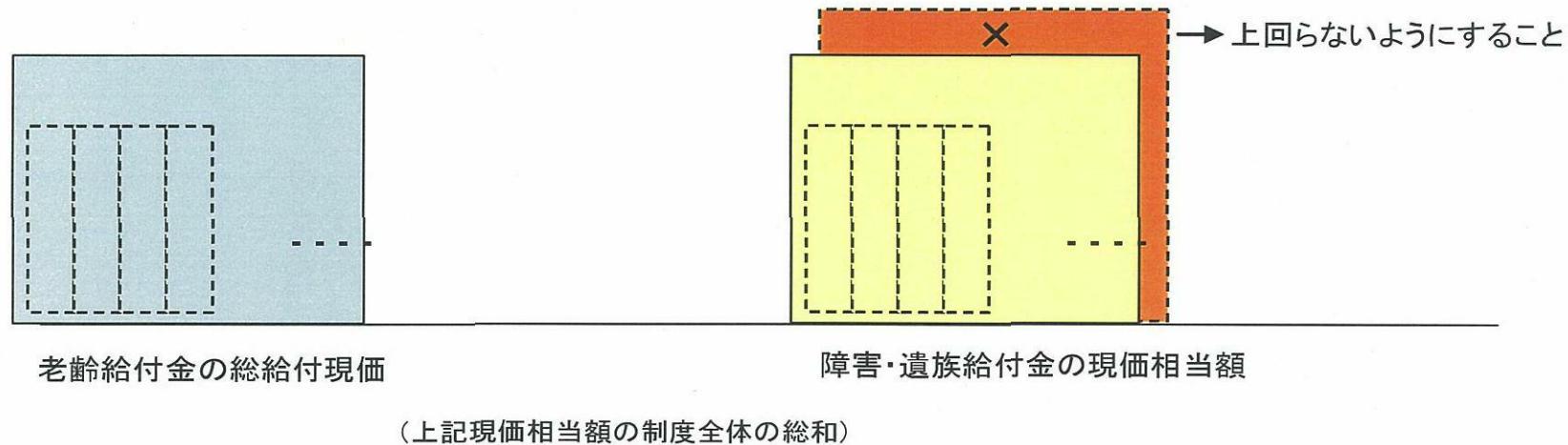
確定給付企業年金又は厚生年金基金の設立事業所が他の事業所との合併等により基金を脱退する場合について当該事業所の脱退に係る規約変更を厚生労働大臣の認可事項とともに、当該脱退する事業所の事業主及び労働組合等の同意を得ることとする。

【その他届出事項の拡大、添付書類の簡素化及び給付減額基準の明確化等について、検討中】

【現行の法令の取扱い】個人単位で老齢給付と障害・遺族給付の給付現価を比較して判断。



【改正案での取扱い】制度全体の老齢給付と障害・遺族給付の総給付現価を比較して判断。



※ 個人単位では障害・遺族給付の給付現価が老齢給付の給付現価を上回ってもよいこととする。

確定給付型企業年金における財政運営に係る改正案について

1. 資産を給付区分毎に区分して管理する特例

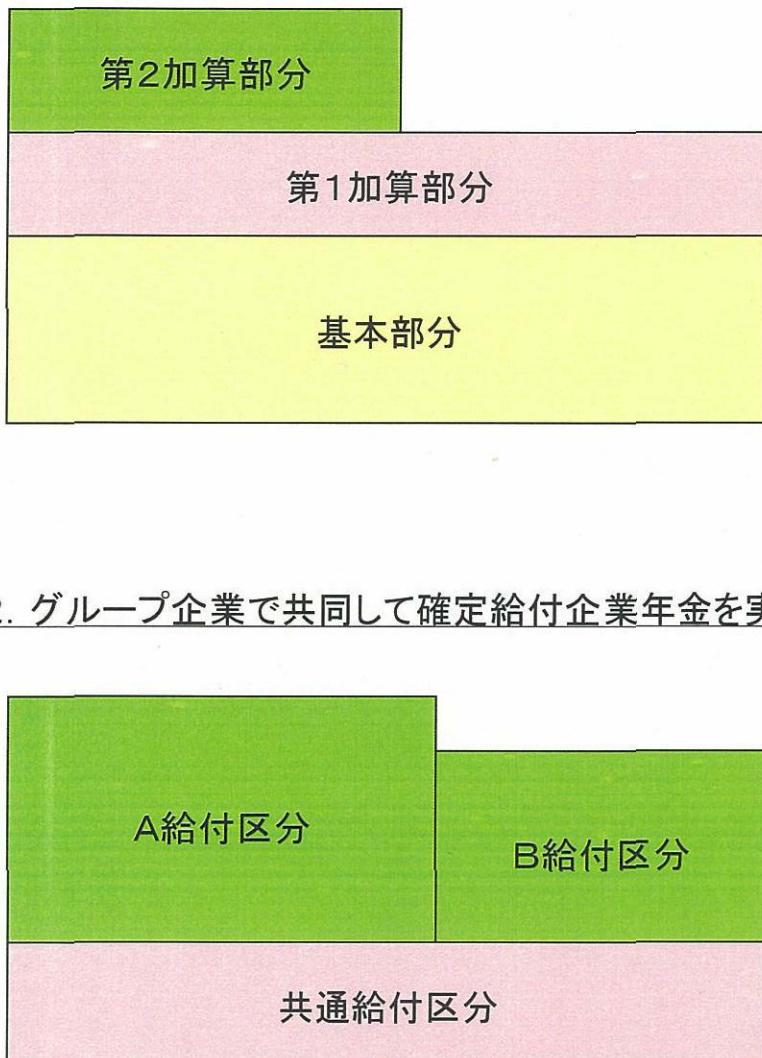
確定給付型企業年金では、労働協約等により労働条件が異なるグループ毎に区分し、グループ区分間で異なる給付設計(給付区分)とすることを認めており、給付設計が異なる給付区分では予定利率等の基礎率の見込みと実績とのずれ等により発生する剩余・不足の状況が異なるにもかかわらず、債務比で給付区分毎に分配された資産を基に掛金負担をすることとなっており、不公平な取扱いとなっている場合がある。したがって、制度共通の給付区分があり、かつ、その上乗せ給付として給付設計の異なる給付区分がある場合に限定して、制度共通の給付区分以外について当該差異が反映されるよう、資産を給付区分毎に管理することを認める。

【原則的取扱いとの相違点】

- 原則的取扱いでは、100%を積立目標として掛金を拠出する(ただし、基礎率の見込みと実績とのずれ等により、結果として100%を上回る場合もある)が、本特例では、給付区分毎においては100%の積立目標となるものの、一方の給付区分において剩余がある場合には、制度として、100%を超える積立目標において掛金拠出を認めることとなるケースがある。ただし、150%の積立上限がある。
- 一方、解散時は、その時点までの期間に係る給付を加入者等に分配するため、100%までしか一括拠出を認めない。

<給付区分を設けている企業年金の事例>

1. 第2加算を設けている厚生年金基金のケース



厚生年金基金において、加入事業所が実施している適年、退職給付制度の移行を目的として第2加算部分を新設。

(給付設計)

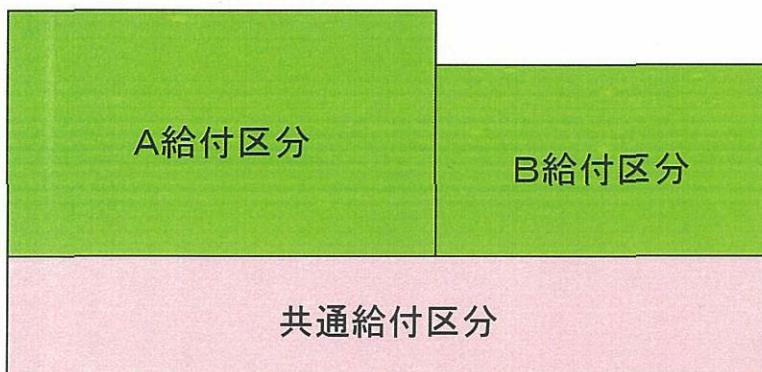
基本部分: 平均給与比例(終身年金)

第1加算部分: 最終給与比例(10年保証終身年金)

第2加算部分: 定額制(5年保証終身)

※ 基本部分、第1加算部分は全事業所が対象だが、
第2加算部分は適年、退職一時金を移行した事業
所など一部事業所が対象。

2. グループ企業で共同して確定給付企業年金を実施するケース



グループ企業において、グループ傘下の事業所がDB、
適用等の別々の年金制度を行っていたが、退職給付制度
の統合に伴い、年金制度を統合して確定給付企業年金を
実施。共通給付部分を設けるが、退職給付水準の差異に
ついては、上乗せ給付部分で調整。

(給付設計)

共通給付区分: 最終給与比例(15年確定年金)

A給付区分: ポイント制(10年確定年金)

B給付区分: 定額制(10年確定年金)

【具体的取扱い】

原則的取扱い	資産を給付区分毎に区分して管理する特例
<p>制度全体で年金資産を管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未償却過去勤務債務は、制度全体で特別掛金により償却。 ・別途積立金は制度全体で管理。 <p>(1) 特別掛金の設定方法</p> <p>制度全体で管理された資産を給付区分毎の数理債務比を基準として各給付区分に分配</p> <p>:未償却過去勤務債務</p> <p>給付区分毎に、数理債務から各給付区分に分配された資産を控除して得られる未償却過去勤務債務について、特別掛金を設定する。</p>	<p>【制度共通の給付がある場合のみ】 資産を給付区分毎に管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未償却過去勤務債務は、各給付区分で特別掛金により償却。 ・別途積立金は各給付区分で管理。 <p>(1) 特別掛金の設定方法</p> <p>資産は給付区分毎に管理</p> <p>給付区分によって基礎率(予定利率等)が異なる場合に、運用実績とのずれに差が生じること等により、各給付区分の資産は債務按分比とは異なる。</p> <p>(例:共通給付区分、給付区分A、給付区分Bの予定利率がそれぞれ4%、2%、3%で、運用実績が2.5%の場合、共通給付区分、給付区分Bは不足が生じ、給付区分Aは剩余が生じる。)</p> <p>資産額が数理債務比按分とは異なるため、特別掛金の全体額が異なることとなる。</p> <p>:未償却過去勤務債務</p> <p>:給付区分別途積立金</p> <p>給付区分毎に、数理債務から給付区分毎に管理された資産を控除して得られる未償却過去勤務債務について、特別掛金を設定する。</p>

原則的取扱い	資産を給付区分毎に区分して管理する特例
<p>(2) 制度分割時の資産分割</p> <p>制度全体の資産を、次の①～③のいずれかの方法により分割する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 責任準備金(数理債務から特別掛金収入現価を控除した額)の比で按分する方法 ② 最低積立基準額の比で按分する方法 ③ 受給者等の額を先取りした上で、加入者について①又は②の方法で按分する方法 <p>(3) 事業所脱退時の一括掛金</p> <p>次の①～③のいずれかの方法により算出された額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 脱退時の特別掛金収入現価のうち脱退事業所に係る額とする方法 ② 資産が最低積立基準額に不足する額のうち脱退事業所に係る額とする方法 ③ ①又は②の額のうちいずれか高い額とする方法 	<p>(2) 制度分割時の資産分割</p> <p>給付区分毎の資産について、給付区分毎に左記の①～③のいずれかの方法により分割して得られた額の合計額とする。</p> <p>⇒ 給付区分毎に予定利率が異なる場合に運用実績とのずれに差が生じること等により、各給付区分の積立水準が異なるため、責任準備金比又は最低積立基準額の比の按分によるものとは異なる。</p> <p>(3) 事業所脱退時の一括掛金</p> <p>給付区分毎に、次の①～③のいずれかの方法により算出された額の合計額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 脱退時の給付区分に係る特別掛金収入現価のうち脱退事業所に係る額とする方法 ② 給付区分に係る資産が給付区分に係る最低積立基準額に不足する額のうち脱退事業所に係る額とする方法 ③ ①又は②の額のうちいずれか高い額とする方法 <p>⇒ 給付区分毎に予定利率が異なる場合に運用実績とのずれに差が生じること等により、各給付区分の積立水準が異なるため、制度全体で算出するものとは異なる。</p>

原則的取扱い

(4) 解散時の一括掛金

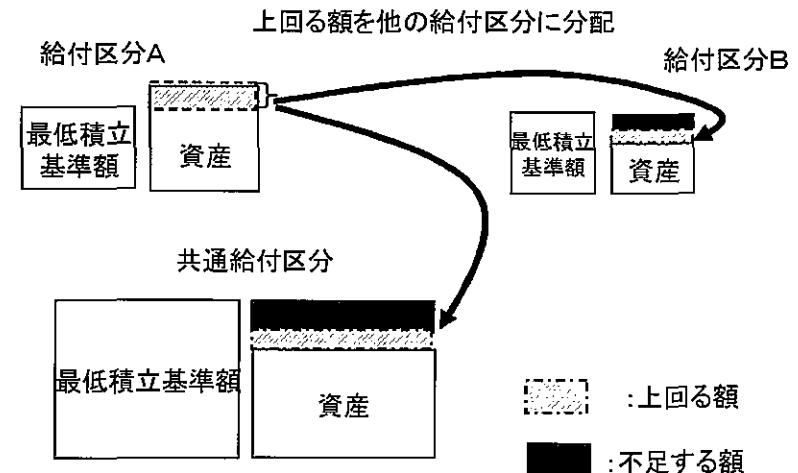
解散時における制度全体の資産が、制度全体の最低積立基準額に不足する額とする。

資産を給付区分毎に区分して管理する特例

(4) 解散時の一括掛金

解散時における給付区分毎の資産が、給付区分毎の最低積立基準額に不足する額の合計額とする。

ただし、資産が最低積立基準額を上回っている給付区分がある場合は、上回る額を他の給付区分に分配する。



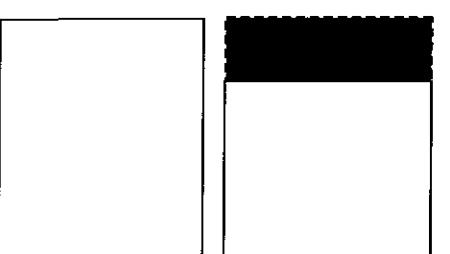
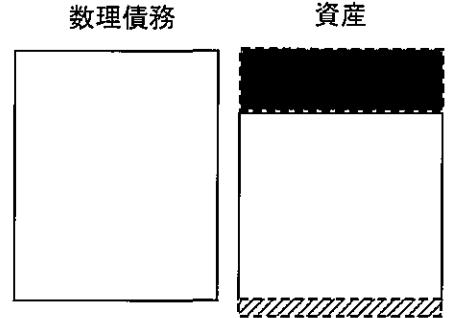
2. 編入時の過去期間に係る剰余・不足を個別に把握する特例

確定給付型企業年金では、中途で編入する事業所がある場合において、編入事業所、制度の積立状況にかかわらず、債務比により各事業所が掛金負担をすることとなっているが、当該取扱いは編入前の積立努力が反映されず、不公平な取扱いとなっている場合がある。そこで、編入事業所について、編入時の積立状況から生じる過去期間に係る剰余・不足を個別に把握することを認める。

【原則的取扱いとの相違点】

- 原則的取扱いでは、100%を積立目標として掛金を拠出する(ただし、基礎率の見込みと実績とのずれ等により、結果として100%を上回る場合もある)が、本特例では、編入時の過去期間に係る剰余がある場合には、制度として、100%を超える積立目標において掛金拠出を認めることとなるケースがある。ただし、150%の積立上限がある。
- 一方、解散時は、その時点までの期間に係る給付を加入者等に分配するため、100%までしか一括拠出を認めない。

【具体的取扱い】

原則的取扱い	編入時の過去期間に係る剩余・不足を個別に把握する特例
<p><u>制度全体で年金資産を管理(剩余・不足も制度全体のものとする)</u></p> <ul style="list-style-type: none">未償却過去勤務債務は、制度全体で特別掛金により償却。別途積立金は制度全体で管理。	<p><u>事業所編入時に過去期間通算する場合について、過去期間に係る剩余・不足を当該事業所のものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none">編入時の不足(未償却過去勤務債務)は、当該事業所が特別掛金により償却。編入時の剩余は、当該事業所の積立金(承継事業所償却積立金)とする。
<p>(1) 特別掛金の設定方法</p> <p>数理債務 資産</p>  <p>:未償却過去勤務債務</p> <p>数理債務から資産を控除して得られる未償却過去勤務債務について、特別掛金を設定する。</p>	<p>(1) 特別掛金の設定方法</p> <p>数理債務 資産</p>  <p>:未償却過去勤務債務</p> <p>:承継事業所償却積立金</p> <p>数理債務から資産(承継事業所償却積立金を除く)を控除して得られる未償却過去勤務債務について、特別掛金を設定する。</p> <p>ただし、承継事業所償却積立金を有する事業所が特別掛金を拠出することとなるときは、当該積立金をとりくずして当該事業所の特別掛金を引き下げる。</p>

原則的取扱い	編入時の過去期間に係る剩余・不足を個別に把握する特例
<p>(2) 制度分割時の資産分割</p> <p>制度全体の資産を、次の①～③のいずれかの方法により分割する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 責任準備金(数理債務から特別掛金収入現価を控除した額)の比で按分する方法 ② 最低積立基準額の比で按分する方法 ③ 受給者等の額を先取りした上で、加入者について①又は②の方法で按分する方法 	<p>(2) 制度分割時の資産分割</p> <p>承継事業所償却積立金を除いた資産について、左記の①～③のいずれかの方法により分割し、承継事業所償却積立金を有する事業所に当該積立金の額を加算した額とする。</p> <p>⇒ 編入事業所の編入時の不足は当該事業所の特別掛金としており、編入時の剩余は当該事業所の承継事業所償却積立金として分割する資産とは別の取扱いとしているため、制度全体で不足・剩余を把握している場合とは異なる。</p>
<p>(3) 事業所脱退時の一括掛金</p> <p>次の①～③のいずれかの方法により算出された額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 脱退時の特別掛金収入現価のうち脱退事業所に係る額とする方法 ② 資産が最低積立基準額に不足する額のうち脱退事業所に係る額とする方法 ③ ①又は②の額のうちいずれか高い額とする方法 	<p>(3) 事業所脱退時の一括掛金</p> <p>左記の①～③のいずれかの方法により算出された額(②の資産から承継事業所償却積立金を除く)とし、脱退事業所が承継事業所償却積立金を有している場合は、上記算出された額から当該積立金の額を控除した額とする。</p> <p>⇒ 編入事業所の編入時の不足は当該事業所の特別掛金として、編入時の剩余は当該事業所の承継事業所償却積立金としているため、制度全体で不足・剩余を把握している場合とは異なる。</p>

原則的取扱い

(4) 解散時の一括掛金

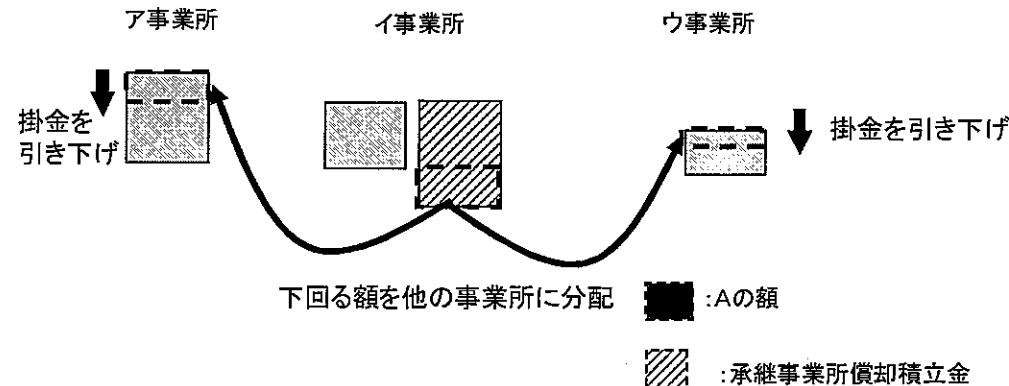
解散時における制度全体の資産が、制度全体の最低積立基準額に不足する額とする。

編入時の過去期間に係る剩余・不足を個別に把握する特例

(4) 解散時の一括掛金

解散時における資産(承継事業所償却積立金を除く)が最低積立基準額に不足する額とし、各事業所は当該額を最低積立基準額比で按分した額(A)とする。

承継事業所償却積立金を有している事業所は、上記額Aから承継事業所償却積立金を控除した額とするが、当該額が零を下回る場合は、当該下回る額を他の事業所に分配し掛金を引き下げる。



3. 原則的取扱いと特例的扱いとの変更について

原則的取扱いと特例的扱いとの間で変更できる場合については、以下のとおりとする。

【資産を給付区分毎に区分して管理する特例】

原則的取扱い → 特例的扱い

- ① 企業年金の合併時
- ② 共通給付区分のみの企業年金において、帰属事業所のうちの一部が新たに退職給付制度を移行して新しい給付区分を設けたときその他資産を給付区分毎に区分して管理することが必要とされる場合

特例的扱い → 原則的取扱い

制度分割、事業所脱退の結果、同一給付区分の事業所のみとなった場合

【編入時の過去期間に係る剩余・不足を個別に把握する特例】

原則的取扱い → 特例的扱い

隨時に変更可能。

特例的扱い → 原則的取扱い

認めない。